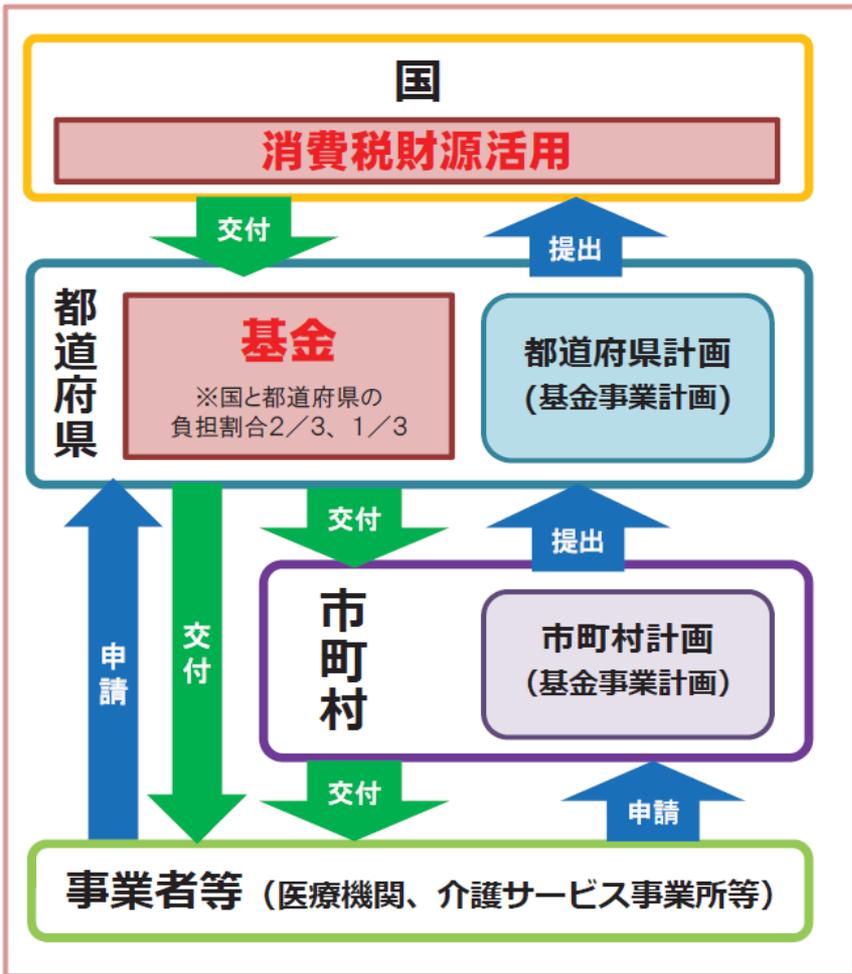


地域医療介護総合確保基金とは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。このため、厚生労働省により、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置されました。これを受けて、各都道府県は、都道府県計画を作成し地域医療構想との整合性を図り、当該計画に基づき事業を実施してまいります。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保 (関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間 (原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

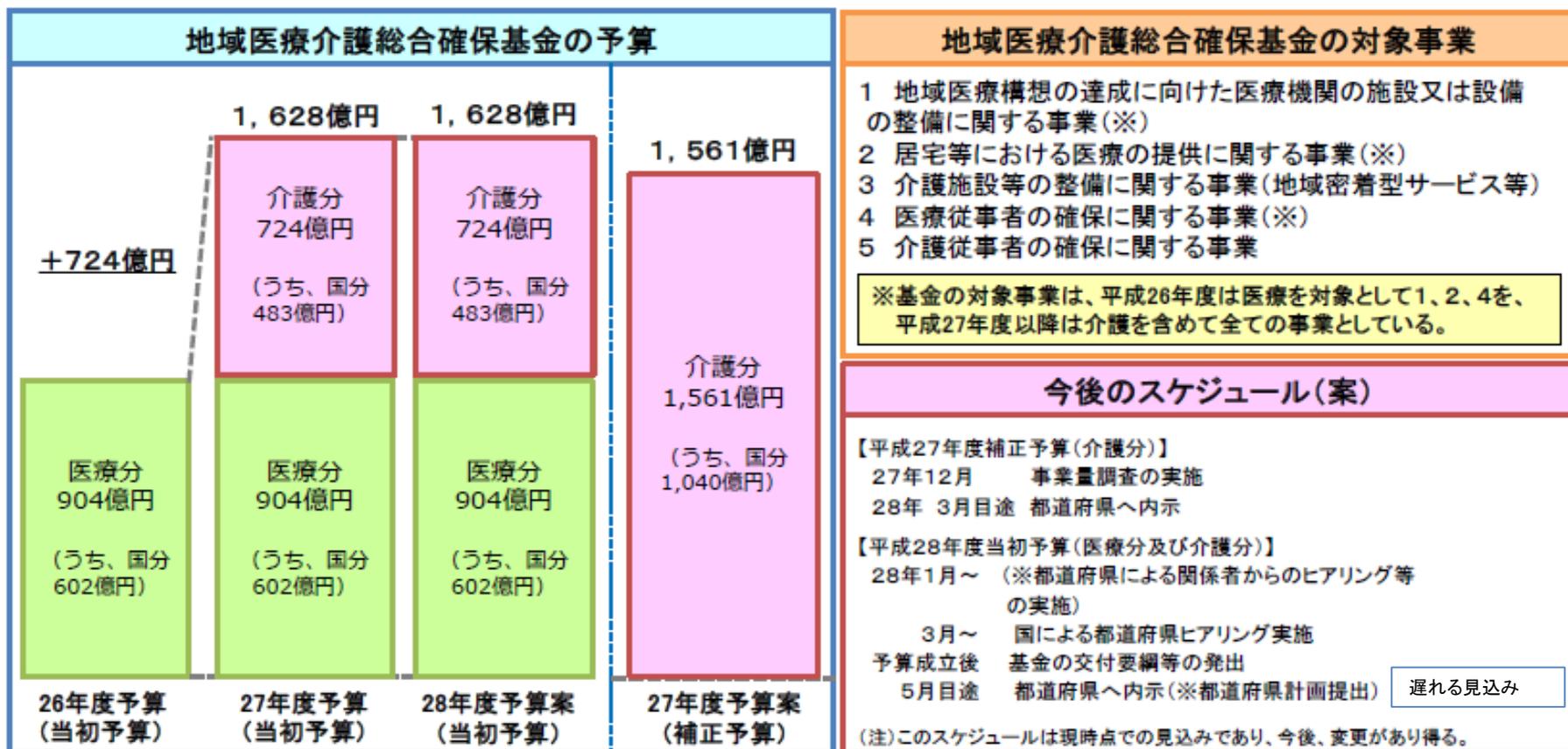
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業 (地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案は、公費ベースで1,561億円(うち、国分1,040億円)
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))



※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

基金事業の配分額及び各圏域からの意見聴取について

■基金事業(医療分)の配分額及び事業区分別状況

- 基金のうち、医療分は904億円(※)／年(全国ベース)であり、横ばいで推移。(※=904億円中、うち国庫602億円)

大阪府への基金配分

27年度配分実績 56.2億円(全体の約6.2%)

28年度要望額 61.2億円(全体の約6.8%)

○基金枠の現状(単位:億円)

事業区分	概要	H27配分	H28要望
I	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	21.8	23.5
II	居宅等における医療の提供に関する事業	5.1	6.5
III	医療従事者の確保に関する事業	29.3	31.2
合計		56.2	61.2

【今後の基金運営で留意が必要な事項】

- 事業区分が細分化され、執行において柔軟性なし
- 事業区分 I (病床転換) にシフトしていく傾向
- 財務省・厚労省は、具体的なアウトカムの提示を要求

■圏域の意見を聴取する理由

- 現在実施している基金事業について、着実に実績を積み上げながら、効果的に進めていくことが必要です。
- PDCA(改善)サイクルを回しながら、よりよい事業とするため、各圏域からご意見をいただきたいと考えています。
- なお、圏域から意見聴取することにあたっては、以下の計画等にも述べられています。

○地域医療構想策定ガイドライン(平成27年3月)【P40】

⇒地域医療構想調整会議の中で、基金を活用した具体的な事業について議論。

○地域医療構想(平成28年3月)【P67】

⇒基金計画に盛り込む事業案について、同調整会議の中で、協議・検討。

■各懇話会での意見集約について

■各懇話会での意見集約のポイント

【意見集約の前提】

- ・各懇話会及び各協議会で集約いただいた意見を、総合的に判断したうえで、29年度以降の府としての基金事業の検討を進めさせていただきます。

【ご意見・ご提案の範囲】

- ・委員の専門的知見をもとに、基金事業に対するご意見をいただくものです。よって、委員の所属団体に関連のある事業や興味・関心のある事業など、可能な範囲内でのご意見で構いません。

【ご意見・ご提案いただきたい内容】

- ・全くの新規事業の提案は厳しい状況のため、既存事業にかかる他事業、他団体との連携や実施方法等の改善など、効率的、効果的に事業を進めていくためのご意見・ご提案を中心にお願いします。

(1) 改善の方向性

評価区分	概要
意見なし	特に意見なし
現状維持	現状維持
改善	改善の余地がある。 (改善することで更なる効果が見込める。)
その他	他事業との統合、事業の廃止など。

(2) 改善が必要と考える項目

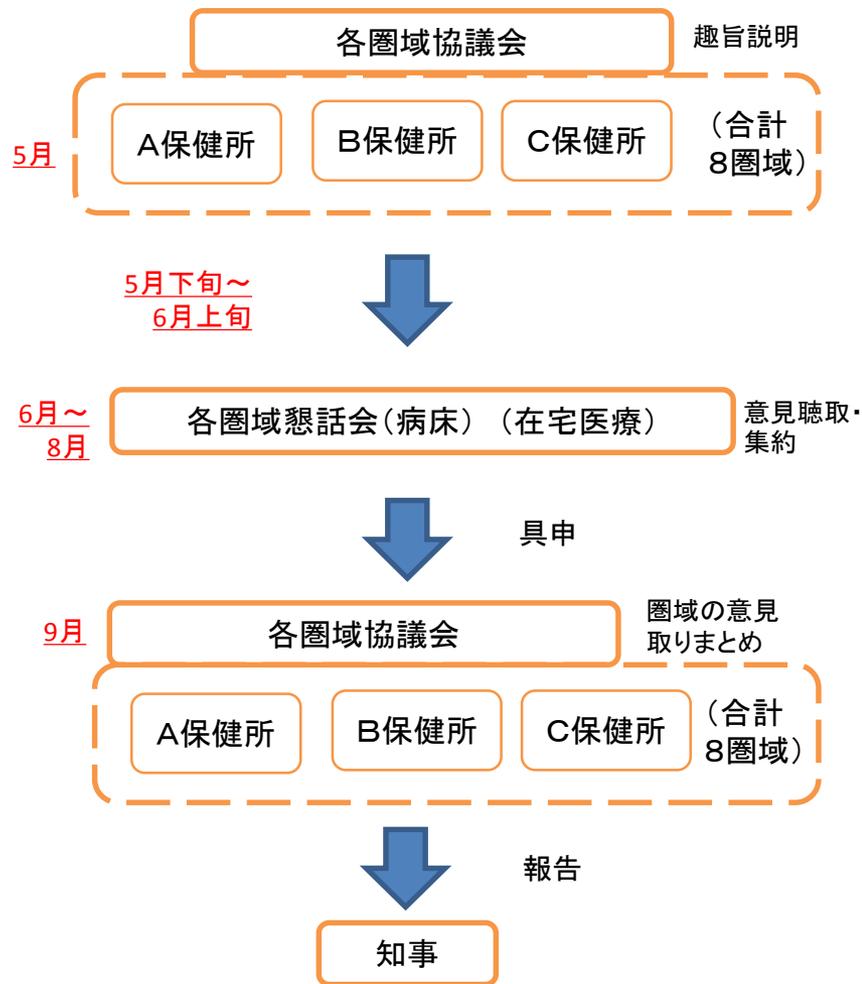
【(1)で「改善」を選択した場合】

改善項目	概要
事業連携	他事業との連携強化の関する事項
執行方法	事業の実施方法(進め方)に関する事項
補助経費	補助対象経費に関する事項
事業実施者	補助(委託)対象者に関する事項
その他	その他に関する事項

- (3) (1)で「改善」又は「その他」とした場合は、その考え方、根拠、それによって生じると思われる効果等について、ご意見・ご提案をお願いします。

各圏域からの意見聴取にかかる今後のスケジュール

■協議会・懇話会での意見聴取の流れ



■今後のスケジュール

- 5月中旬以降 本庁各課、団体への説明
各圏域の保健所を集め、事前説明
保健医療協議会(1回目)で
趣旨説明
- 6月～8月 懇話会(在宅医療・病床)で
基金事業の意見聴取・集約
- 9月上旬 集約状況仮報告
- 9月 保健医療協議会(2回目)に
報告・議論及び圏域としての
意見とりまとめ